

## 京都市美術館再整備工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル

### 募集要領

#### 1 業務の概要

##### (1) 委託業務名

京都市美術館再整備工事基本設計業務委託  
ただし、建築及び設備工事基本設計業務委託

##### (2) 委託業務の趣旨

京都市美術館は、昭和3年に京都で挙行された天皇即位の大礼を慶祝記念し、日本で二番目の大規模公立美術館として、昭和8年11月13日に「大礼記念京都美術館」の名称で開設された。収蔵作品は京都画壇をはじめ優れた作家の名作3千点にも及び、今でこそ近代の作品中心に映るが、開館当時から同時代の作品を収蔵してきた成果である。また、海外の著名作家やコレクションの展覧会、時代時代の重要な美術展の開催等、いつの時代においても、京都の文化芸術を牽引する重要な役割を担ってきた。

現建物は、設計競技の公募で一等入選した前田健二郎の設計図案を元に建設された当時のまま現存する国内最古の公立美術館である。帝冠様式の外観等建築当時の表現は、近代建築として高い歴史的・文化的価値を有しており、大理石で装飾された重厚なロビー空間や自然光を取り入れた展示空間と共に多くの来館者を魅了してきた。

一方、開館から80年以上経過した本美術館は、建物・設備両面からの老朽化をはじめ、展示・収蔵スペースの不足や、入館者サービス等の多くの課題を抱え、社会情勢の変化に伴う美術館としての役割の多様化及び文化芸術の発信拠点としての機能充実等にも対応した再整備が急務とされている。

このため、「創建80周年目のイノベーション」として、平成26年3月に「京都市美術館将来構想」（以下、「将来構想」という。）を策定し、「未来に向けて歴史を紡いでいく美術館」、「幅広い世代の人々が集う美術館」、「ゆったり滞在し、ゆっくり楽しめる美術館」及び「日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する美術館」という京都市美術館の目指すべき4つの方向性を示した。

また、これらの方向性を実現するため、平成27年3月に導入すべき機能や必要諸室、その規模などを調査、検討し、より具体的な再整備の内容を「京都市美術館再整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）として策定した。

本業務は、これら将来構想及び基本計画に基づき、美術館再整備の基本設計を行うものであるが、京都市美術館の目指すべき4つの方向性を遵守しつつも、日本を代表する文化・交流ゾーンである岡崎地域にふさわしい新たな提案にも期待したい。

なお、基本計画に示した主な整備方針では、わが国を代表する近代建築である美術館本館については将来的な文化財指定を視野に入れ、その風格と魅力を最大限に発揮

する再整備を目指しており、外観や内観等建物の保存に配慮しつつ、現代のニーズに合わせた再整備を行うとともに、中庭を再生し、憩いや展示空間としての活用も検討する。

他方、新たに整備する新棟については、現代アートをはじめとした展示も可能な新たな展示スペースの創設や将来のコレクションの充実も見据えた収蔵スペースの拡充、美術館の社会教育機能充実のためのスペースやカフェ・レストラン、ミュージアムショップをはじめとするアメニティ施設の整備を検討する。新棟整備に当たっては本館との調和を十分図ったうえで、伝統と革新が融合した新しい魅力的なデザインも検討する。

また、岡崎地域全体の関連性を考えながら、美術館敷地全体のゾーニングや活用計画についても具体的に検討する。

(3) 履行期間

契約の日の翌日から平成28年3月31日まで

(4) 概算予定価格

88,400千円（ただし、消費税及び地方消費税を含まない。）

## 2 受託候補者の選定方法

「京都市執行機関の附属機関の設置に関する条例」に基づき設置する「京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が、「京都市美術館再整備工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価要領」（以下、「評価要領」という。）に基づく公正な審査を行って受託候補者を選定する。

まず、本公募への参加を希望する者が提出する参加表明書に基づき、参加資格の確認を行う。

第一次審査では、参加資格を有すると認められた者（以下、「参加有資格者」という。）が提出する技術提案書の第1号様式から第6号様式までについて書面審査を行い、第二次審査に進む対象者を6者以内で選定する。

第二次審査では、対象者が提出する技術提案書の第7号様式及び第8号様式についてヒアリング審査を行い、受託候補者及び次点2者を選定する。

受託候補者の選定後、受託候補者と市が委託契約の締結に向けた交渉を行ったうえで、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点に選定された者と市が交渉を行う。

## 3 参加資格

本公募に参加しようとする者は、本公募を開始した日の前日を基点として、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていなければならない。

なお、本公募は、単体企業に加え、共同企業体の参加も認めるものとする。

- (1) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録を行っている建築士事務所であること、又は当該建築士事務所を代表者とする共同企業体であること。
- (2) 本社（共同企業体にあつては、その代表者及び構成員のすべての本社）の所在地が日本国内であること。
- (3) 次のアからエの要件をすべて満たしていること。ただし、共同企業体にあつては、その代表者及び構成員のすべてを対象とする。
  - ア 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止を受けていないこと。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - エ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 自社（共同企業体にあつては、その代表者又は構成員）の社員で、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後10年以上の実務経験を有し、かつ、日本語が堪能である管理技術者を配置し得ること。ただし、管理技術者は、設計担当主任技術者を兼ねることができない。
- (5) 自社（共同企業体にあつては、その代表者又は構成員）の社員で、次のいずれかに該当し、かつ、日本語が堪能である設計担当主任技術者を配置し得ること。ただし、設計担当主任技術者は委託仕様書で配置を求める建築設計者であること。
  - ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後2年以上の建築設計の実務経験を有すること。
  - イ 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士の資格取得後7年以上の建築設計の実務経験を有すること。
- (6) 本公募を開始した日の前日までに完了した設計業務（日本国の内外を問わない。）であつて、主たる用途が美術館又は博物館である建築物の新築、増築又は改築に係る設計業務を元請（共同企業体として受託した場合は、その代表者の実績に限る。）として受託した実績を有すること。
- (7) 共同企業体を構成して参加する場合にあつては、前各号のほか、次のすべての要件を満たしていること。
  - ア 共同企業体の協定書が、「建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて」（平成11年3月31日付文施指第175号）の別紙1に示された様式に基づくものであること。
  - イ 構成員において決定された代表者が、共同企業体の協定書において明らかであること。

- ウ 共同企業体の名称は、「京都市美術館再整備工事基本設計〇〇・××設計共同体」とすること。
- エ 共同企業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。
- (8) 協力事務所（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）への再委託等（ただし、主たる業務部分の全部を再委託等するものでないこと。）を予定する場合にあっては、当該協力事務所が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

#### 4 参加資格の確認

##### (1) 参加表明書の作成方法、部数等

「京都市美術館再整備工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル 技術提案書等の作成に関する説明書」（以下、「技術提案書等の作成に関する説明書」という。）による。

##### (2) 様式の入手方法

京都市情報館の文化市民局のホームページにある新着情報『京都市美術館再整備工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルについて』からダウンロードして印刷のうえ使用すること。

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000181792.html>

##### (3) 提出方法等

###### ア 提出場所

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会事務局（担当：竹林，小石）

電話 075-366-0033 F A X 075-213-3181

###### イ 提出方法

持参，郵送又は信書便（必着）

###### ウ 提出期限

平成27年5月29日（金）まで。ただし、持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に限る。

##### (4) 参加資格の確認

参加資格の確認結果は、以下のとおり通知する。

###### ア 通知予定日

平成27年6月4日（木）の発送を予定している。

## イ 通知方法

### 郵送

※参加資格を有する者には、別途、電話連絡を行う。

## ウ 参加資格を有しないと認められた者に対する書面による理由説明

- (7) 参加資格を有しないと認められた者は、参加資格の確認結果の通知をした日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、書面により、参加資格を有しないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (4) 前項の書面は、京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会委員長宛てにA4判で作成するものとし、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、応募業務名及び理由を求める旨を記載し、社印及び代表者印の押印を行ったうえで、(3)アまで持参、郵送又は信書便（必着）にて提出すること。
- (7) 書面による説明を求められた場合には、当該書面を収受した日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、説明を求めた者に対し、質問に対する回答を書面にて発送する。

## 5 参加資格の確認結果の取消し

参加有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4(4)による通知を取り消すことができる。

- (1) 受託候補者を選定する日時までに、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 受託候補者を選定する日時までに、3に規定する参加資格を喪失したとき。
- (3) 技術提案書を期限までに提出しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があると認められる場合。
- (5) 技術提案書に記載した管理技術者及び設計担当主任技術者が変更になる場合、又は当該業務に従事できなくなった場合。ただし、止むを得ない事情があるものとして委員会が認める場合は、この限りではない。
- (6) 技術提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えた場合。
- (7) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

## 6 技術提案書の作成

- (1) 技術提案書の作成方法、部数等  
技術提案書等の作成に関する説明書による。
- (2) 様式の入手方法  
4(2)と同じ。
- (3) 提出方法等

ア 技術提案書のうち第1号様式から第6号様式まで  
本公募に参加を希望する者全員が提出する。

(7) 提出場所, 提出方法及び提出期限  
4(3)と同じ。(参加表明書と併せて提出)

イ 技術提案書のうち第7号様式及び第8号様式

第一次審査(書面審査)を通過した者に対し, 提出を要請する。

第一次審査結果の通知は, 平成27年6月24日(水)の発送を予定している。

(7) 提出場所  
4(3)アと同じ。

(イ) 提出方法  
持参による。

(ウ) 提出期限  
平成27年7月21日(火)午後5時まで。ただし, 閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に限る。

## 7 審査方法

評価要領による。

なお, 評価項目及び配点の概要は, 次のとおり。

(1) 第一次審査(書面審査)	60点
ア 設計事務所の能力等	10点
イ 管理技術者の実績等	10点
ウ 設計担当主任技術者の実績等	10点
エ 業務実施の体制	10点
オ 業務実施の方針及び進め方	10点
カ 見積金額	10点
(2) 第二次審査(ヒアリング審査)	140点
ア 技術提案:京都市美術館の再整備のあり方について	50点
イ 技術提案:伝統と創造の視点からの美術館敷地の都市デザインについて	40点
ウ 技術提案:中庭の魅力的な活用方法について	30点
エ プレゼンテーション能力	20点

## 8 ヒアリング審査について

第一次審査を通過した者に対し, 技術提案の内容確認や補足説明を受けることを目的として, ヒアリング審査を実施する。

ヒアリング審査は, 平成27年7月27日(月)の実施を予定しているが, 詳細は第一次審査結果の通知と併せて通知する。

なお、ヒアリング審査の当日は、原則として、参加表明書の様式3に記載の管理技術者及び設計担当主任技術者の2名が出席するものとする。

## 9 選定結果の通知

- (1) 受託候補者の選定結果は、理由を付して、技術提案書を提出した者全員に、書面を郵送して通知する。
- (2) 技術提案書を提出した者は、前号の通知をした日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、当該通知に関する詳細な説明を書面により求めることができる。
- (3) 前項の書面は、京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会委員長宛てにA4判で作成するものとし、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、選定結果の通知に対して詳細な説明を求める旨を記載し、社印及び代表者印の押印を行ったうえで、4(3)アまで持参、郵送又は信書便（必着）にて提出すること。
- (4) 詳細な説明を求められた場合には、書面を受領した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、説明を求めた者に対し、回答を書面にて発送する。
- (5) 上記(2)から(4)までの規定は、第一次審査結果の通知を行う場合について準用する。

## 10 選定結果の公表等

### (1) 選定結果の公表

受託候補者を選定後、受託候補者を選定した日、技術提案書の提出者名、受託候補者名、選定の理由及び評価点等を公表する。ただし、評価点については、技術提案書提出者名等を伏せて公表する。

### (2) 技術提案書の閲覧

提出された技術提案書のうち、受託候補者の技術提案書については、選定結果公表後の一定の期間、閲覧に供するものとする。

なお、閲覧の期間や場所等については、選定結果と併せて公表する。

## 11 スケジュール

参加表明書の提出期限	平成27年5月29日（金）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	平成27年6月4日（木）発送【予定】
第一次審査（書面審査）	平成27年6月22日（月）【予定】
第一次審査結果の通知 （技術提案の要請）	平成27年6月24日（水）発送【予定】
技術提案の期限	平成27年7月21日（火）午後5時まで
第二次審査（ヒアリング審査）	平成27年7月27日（月）【予定】
受託候補者選定結果の通知	平成27年8月3日（月）発送【予定】

## 1 2 本公募に関する問い合わせ

本公募に関する問い合わせの方法等は、以下のとおりとする。

(1) 問い合わせ先

4(3)アに同じ。

(2) 問い合わせ期間

本公募を開始した日の翌日から平成27年5月11日(月)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

ア 問い合わせは書面により行うものとする。

イ 上記(2)の期間内に、問い合わせに関する書面をファックスで送信(ただし、閉庁日を除く午前9時から午後5時までに限る。)し、直ちに、原本を郵送又は信書便で送付すること。

なお、ファックスを送信した際は、必ず着信の確認を行うこと。

ウ 問い合わせに関する書面は、京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会委員長宛てにA4版で作成するものとし、質問者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、応募業務名、問い合わせの内容を記載し、社印及び代表者印の押印を行うこと。

(4) 問い合わせに対する回答方法

上記(2)の問い合わせの期限の日から起算して5日以内(閉庁日を除く。)に、4(2)のホームページに質問及び回答を掲載する。

## 1 3 美術館見学・貸与資料・閲覧資料

(1) 美術館見学会

平成27年5月18日(月)午後1時から午後4時に、京都市美術館の見学会を開催する。

参加を希望する者は、公募を開始した日から平成27年5月14日(木)午後5時までに、企業名、代表者名、担当者名、電話番号、ファックス番号、見学会に参加を希望する旨及び参加予定人数を記載した書面(様式自由)を4(3)アまでファックスで送信すること。ただし、ファックスを送信した際は、必ず着信の確認を行うこと。見学会の詳細は、ファックスによる申し込み受理後に通知する。

なお、本見学会への参加の有無が選定委員会の審議に影響を与えるものではない。

(2) 貸与資料

本件の参加に際して、図面データ及び埋蔵文化財発掘調査終了報告書(平成26年度実施分)の貸与を希望する場合には、あらかじめ4(3)アに電話予約すること。なお、貸与資料は、第二次審査の終了までに返却すること。

### (3) 閲覧資料

本件の参加に際して、以下の図書の閲覧を希望する場合は、平成27年7月21日（火）午後5時までに4(3)アに電話予約すること。ただし、1回当たりの閲覧時間は1時間以内とする。

ア 耐震診断結果報告書（平成11年11月19日版）

イ 耐震診断結果報告書（平成22年6月4日版）

ウ 壁面劣化診断結果報告書（平成22年6月4日版）

## 14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類の作成に必要となる費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出期限後における提出書類の再提出、差し替え及び訂正は認めない。
- (4) 提出書類は、必要に応じて複製することがある。
- (5) 技術提案書の提出後、本市の判断により補足資料等の提出を求められることがある。
- (6) 提出書類は、その写しを含め、本市において本公募以外には使用しない。
- (7) 提出書類に対し、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、その全部又は一部を請求者に公開することがある。

## 15 その他

- (1) 6(3)イの技術提案書の提出者には、報償費100,000円を支払う。
- (2) 3に掲げる参加資格のほか、委託仕様書で設計担当者等の資格要件を定めているので、注意すること。
- (3) 委託契約は、本市行財政局財政部契約課が作成する業務委託契約書により締結する。業務委託契約書は、本市行財政局財政部契約課のホームページに掲載している。  
(URL : <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)
- (4) 委託仕様書は、契約交渉の段階で若干の修正を行う場合がある。
- (5) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (6) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)